保証サービスのご案内

Casa

快適なくらしをサポート

Casa の保証サービスは、ご家族やご友人に代わり Casa が連帯保証人となるサービスです。
各種ご優待サービスや、設備トラブル・事故に備えた充実のサービス・補償で入居後も安心です。

1 連帯保証人不要 家賃保証サービス

Point 1

連帯保証人が不要

入居から退去まで、Casa が
お客様の保証人となります

Point 2

誰でも安心

日本国内に居住予定の方なら
国籍・年齢・職業は問いません

Point 3

家賃の口座振替サービス

振込みの手間がありません

2 入居者様専用 優待サービス

家具

生活雑貨

フードデリバリー

お花の定期便

動画配信

家電

優待はアプリからご利用いただけます
（アプリについては本冊子裏面をご確認ください）

3 トラブル対応 あんしん 24

駆けつけサポート

鍵

水まわり

ガラス

暮らしの相談サポート

ガス

電気

健康・医療

生活相談

4 家財保険 すまいレスキュー保険 A

自然災害だけでなく火災や盗難、破損などの
リスクに対応（以下、一部抜粋）

火災　落雷　水漏れ

破損　盗難　破裂・爆発

ご利用の流れ

お申込み ▶ ご契約 ▶ サービス利用開始

必要書類

下記の書類よりいずれか一つをご用意いただき、保証委託申込書をご記入ください。

個人	日本国籍の方	■ 運転免許証　■ 各種健康保険証　■ パスポート　■ 各種年金手帳
	外国籍の方	■ 在留カード（表裏の写し）　■ 特別永住者証明書 ■ パスポート（顔写真・名前記載のページおよび在留期限・在留資格の記載があるページ）
法人		■ 履歴事項全部証明書（3 ヶ月以内）

※ 未成年の方は親権者同意書のご提出が必要です。　※ 必要に応じて追加で書類をご提出いただく場合があります。

● 審査の際、お申込内容の確認のため、Casa（TEL：03-5339-1049）よりお申込者様および緊急連絡先、勤務先へお電話をさせていただくことがあります。

費用について

初回保証委託料 （ご契約時に 1 回）	賃料合計の 50% 最低額 20,000 円	家賃の初回引落時に口座振替
月額サービス料 （毎月）	1,300 円 / 月（税込）	保証開始日の翌月分より※ 口座振替

※月額サービス料は保証開始日（契約締結日 または 賃貸借契約開始日のいずれか遅い日）の翌月分より口座振替となります。
例）契約締結日が 9/25 で賃貸借契約の開始日が 10/1 の場合、11 月分より
※ 初回請求時に振替開始前の月額サービス料を合算してご請求させていただきます。

家賃のお支払いについて

毎月 27日
口 座 振 替

27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

家賃は前払いです。　例：2 月 27 日の引き落としは 3 月分の家賃

※ 別途、家賃の引落時に 決済手数料 300円/月（税込） がかかります。
※ 口座振替の手続きに通常1～2ヵ月ほどかかります。引き落とし開始前の家賃は、払込票を郵送いたしますのでコンビニエンスストア・銀行振込でお支払ください。

あんしん 24

鍵や水まわりの緊急時のトラブルに駆けつけます。
ガス・電気のトラブルや健康相談などにも幅広くサポート。

駆けつけサポート

鍵のトラブル

・鍵を紛失して家に入れない
・外出先に鍵を忘れてしまった

＋ 宿泊サポート　解錠出来ない場合 1万円（税込）まで

水まわりのトラブル

・蛇口の水漏れ・排水・トイレ詰まり
・配管からの水漏れ
・洗濯機ホースを接続してほしい

ガラスのトラブル

・空き巣侵入、ガラスを割られた
・自然災害でガラスが割れた

対応エリア：全国（一部離島、山間部を除く）　無償範囲：基本料金・出張料金・時間別料金 60 分以内の作業料金
有償範囲：60分を超える特殊作業料金、部品代（ガラス、パッキンなど）
※ 経年劣化や共用部のトラブルに関しては、オーナー様・管理会社へご連絡いたします　※ 災害、天災等が理由で当日の出動対応ができかねる場合があります

暮らしの相談サポート

ガス・給湯器

・お風呂のお湯が出ない
・コンロが点火しない

電気

・ブレーカーが落ちた
・TVが映らない

健康・医療相談

・不意なケガの応急処置
・栄養に関する食事相談

生活相談

・訪問販売の被害
・出会い系サイト不当請求

無償範囲：電話でのご相談　有償範囲：紹介先での相談費用・治療費、作業料金・出張料金

24時間
365日

外国語
対応

ご利用の流れ

トラブル発生
水漏れや鍵紛失など
トラブルが発生

STEP 1
お電話で
ご相談ください

STEP 2
状況を確認し、
スタッフの訪問を手配

STEP 3
専門のスタッフが
お伺いし応急処置

※ 暮らしの相談サポートは電話相談のみとなります。

あんしん 24 利用規約

第 1 条（目的）
本規約は、株式会社 Casa（以下、「弊社」といいます。）が株式会社 COMPASS（以下「COMPASS 社」といいます。）及びジャパンベストレスキューシステムズ株式会社（以下、「JBR 社」といいます。）と提携して提供する「あんしん 24」（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただく入居者様との間の本サービスの利用に係る契約内容等を定めるものです。

第 2 条（サービスの内容）
本サービスの内容は、次のとおりです。ただし、弊社との保証委託契約に係る対象の物件（以下、「対象物件」といいます。）の所在地その他の理由により、一部のサービスの提供を行えない場合があります。
●駆けつけサポート
カギ・水まわり・ガラスのトラブルについて、24 時間 365 日入居者様からのお電話（TEL:0120-029-600）によるご依頼に基づき専門の担当者が駆けつけるサービス。
●暮らしの相談サポート
健康・医療、ストーカー等の生活上のトラブル、ガス給湯器のトラブル、電気のトラブル等について 24 時間 365 日入居者様からのお電話（TEL:0120-029-600）でのご相談に対応するサービス。

第 3 条（本サービスの利用条件）
1. 本サービスは、対象物件の入居者様のみが利用することができます。対象物件と異なる物件では利用することができません。
2. 本サービスは、入居者様が対象物件から退去された場合、又は入居者様と弊社との保証委託契約が終了した場合は、その時点で終了します。

第 4 条（提供期間）
本サービスの提供期間は、入居者様が入居されてから退去されるまでとなります。ただし、入居期間中であっても入居者様と弊社との保証委託契約が終了した場合は本サービスの提供が終了となります。

第 5 条（費用の負担）
本サービスの料金は、月額サービス料に含まれるため、入居者様には原則として月額サービス料以外の金銭負担はありません。ただし、60 分を超える作業又は部品代が発生した場合は別途費用が発生します。また、鍵の紛失など入居者様の過失による事故について本サービスの利用があった場合、工事費等の実費を請求させていただく場合があります。

第 6 条（対象物件への立入等）
弊社、JBR 社又はこれらの業務提携先は、ガラスのトラブル・水周りのトラブルへの対応等のために、対象物件に立ち入ることが出来るものとします。ただし、入居者様が当該立ち入りについて承諾をされない場合にはこの限りではありません。

第 7 条（再委託）
弊社は、本サービスについての業務の一部を外部に委託することがあります。

第 8 条（損害賠償）
1. 弊社は、本サービスの提供にあたって、弊社の責めに帰すべき事由により入居者様に損害を与えた場合、入居者様に対して以下の通り、当該損害の賠償をいたします。
2. 弊社に対して損害の賠償を請求する場合、入居者様は損害の発生の事実を知った後、遅滞なく弊社に対して通知し、弊社は現場確認や公的機関等から発行された証明書等により損害を確認したうえで、損害賠償を行います。入居者様がこの通知を怠った場合は、賠償に関する諸手続きが行えない場合があります。
3. 弊社が賠償する損害の範囲は、入居者様が実際にかつ直接に被った損害のみとします。逸失利益等は対象になりません。但し、弊社に故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。

第 9 条（入居者様情報の取り扱い）
1. 弊社は入居者様の個人情報をホームページ等に記載の「個人情報取扱規程」に基づき取り扱います。
2. 弊社は、本サービスの提供につき弊社が提携している COMPASS 社、JBR 社及び弊社が本サービスに関する業務を委託している事業者に対し、必要な範囲で個人情報を提供、開示する場合があります。この場合、弊社は提携先又は委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な措置をとります。

第 10 条（権利譲渡の禁止）
入居者様は弊社の同意なしに本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

第 11 条（免責事項）
弊社は、以下各号に定める場合で本サービスの全部又は一部の提供を継続できないと判断したときは、本サービスの提供を停止します（特定の入居者様に対する提供のみ停止する場合を含みます。以下停止の対象となるサービスを本条において「当該サービス」といいます。）。停止期間中、弊社は当該サービスの提供についての義務を一切免れるものとし、停止に起因する損害について責めを負わないものとします。
① 天災地変、戦争、暴動、内乱、争議行動その他不可抗力による場合
② 入居者様が暴力団、反社会的勢力又はこれらに準ずるものの構成員、又は準構成員であることが判明した場合
③ 入居者様が本サービス利用時において、弊社、当該サービスの提供者又はそれらの提携先等（以下「弊社等」に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、弊社等の業務を妨害し、又は業務に支障を与えた場合
④ 入居者様の対応、態度、行動等から判断し、弊社等が適正に当該サービスを提供することが困難であると判断した場合
⑤ 本サービスを行う際に、弊社等の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
⑥ 暴言・暴力やセクシャルハラスメント等、弊社等のサービススタッフの人格等を傷つける行為や言動があったとき又は、あったと弊社が認めた場合
⑦ 入居者様が弊社に届け出た情報に虚偽が含まれていることが判明した場合
⑧ その他、弊社が本サービスの提供を継続することが不適切と判断する行為

第 12 条（利用規約の変更）
本規約及び個別サービスについての利用規約（以下「本規約等」といいます。）は、入居者様からの個別の同意を得ることなく変更される可能性があります。ただし、本規約等の変更は、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、効力発生時期を定め、ホームページへの掲載、入居者様への通知、その他の適切な方法により変更内容を周知したうえで行うものとします。

第 13 条（協議事項）
入居者様と弊社は、本規約等に定めのない事項または本規約等の解釈に疑義が生じた事項については、法令に従うほか、互いに信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとします。

第 14 条（管轄合意）
本規約等又は本サービスに関連する一切の紛争（裁判所の調停手続を含みます。）については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

2021 年 8 月 3 日　制定

あんしん 24 窓口　**0120-029-600**　24時間
365日受付

家財保険「すまいレスキュー保険 A」

家財保険

1 火災

2 落雷

3 破裂または爆発

4 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ

5 風災・ひょう災 雪災

※家財の損害額に条件はありません。

6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊

7 騒じょうなど

8 家財の盗難

※1事故、50万円限度。

9 通貨の盗難

※通貨は1事故、1世帯20万円限度。

10 預貯金証書の盗難

※預貯金証書は1事故、1世帯につき保険金額を限度。

11 いたずら

※1事故、30万円限度。

12 水害

※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。

13 持ち出し家財保険金

一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合

賠償責任保険

14 家主様への賠償責任

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合

15 第三者に対する賠償責任

居住する住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

さらに次の費用保険金等が付帯されます

臨時費用	水道管等修理費用	ドアロック交換費用
残存物清掃費用	緊急避難費用	ガラス交換費用
浴槽交換費用	損害防止費用	修理費用（※借用住宅に限ります）
地震火災費用	ピッキング防止費用	近隣見舞費用
洗面台交換費用	便器交換費用	遺品整理費用

- ●家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。（※ただし貴金属などは時価額で評価）
- ●損害保険金等をお支払いする際にお客さまからの自己負担額はありません。
- ●修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害（50万円限度）」を含みます。
- ■ このパンフレットはすまいレスキュー保険 A の概要を説明したものです。詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。
- ■ このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険 A 以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険 A の付帯サービスではありません。

レスキュー損害保険株式会社　https://www.rescue-sonpo.jp/

ご契約内容のご連絡は　03-6910-3277

補償内容について

		保険金の種類	保険金等をお支払する場合		お支払する保険金等の額 （家財保険限度額100万円）	保険金をお支払できない主な理由
すまいレスキュー保険A　補償内容一覧	家財保険	損害保険金	①火災		損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 （1個（組）ごとに30万円限度）	・ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ・家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 ・持ち出し家財である自転車の盗難 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ・上記以外の放射性放射または放射能汚染など 〈洗面台交換費用保険金〉 ・洗面台以外（洗面ボウルと一体化していない鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等）の破損または汚損 ・器具内部の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損など 〈便器交換費用保険金〉 ・便器、便座、便ふた、タンク以外の破損または汚損 ・器具内部の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損など 〈浴槽交換費用保険金〉 ・浴槽以外（洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア、鏡、収納器具、水栓器具など）の破損または汚損 ・器具内部（浴槽のエプロンカバーの内部を含む）の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損など
			②落雷			
			③破裂または爆発			
			④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ			
			⑤風災・ひょう災・雪災			
			⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊			
			⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
			⑧家財の盗難	家財	損害額：1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は1個（組）ごとに30万円を限度	
			⑨通貨の盗難	通貨	1事故、1世帯ごとに20万円を限度	
			⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	1事故、1世帯ごとに保険金額を限度	
			⑪いたずら	第三者によるいたずら（未遂事故を含む）により家財が損害を受けた場合	1事故につき30万円を限度	
			⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	
				床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%を限度	
				床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	保険金額×5%を限度	
				家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	
		持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合		1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個（組）ごとに30万円を限度	
		臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合		損害保険金×5%を限度	
		修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者（住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人）が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります		実費：1事故につき100万円を限度　※住宅内での被保険者の死亡の場合は１回の事故につき50万円を限度	
		水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合　※被保険者以外の者が占有する部分を除きます		実費：1事故につき10万円を限度	
		地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a．住宅が半焼以上になった場合 b．家財が全焼した場合		保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度	
		ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用		実費：1事故につき3万円を限度	
		ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用		実費：1事故につき3万円を限度	
		残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用		実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	
		近隣見舞費用保険金	上記①･③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合		被災世帯数×5万円 ※１事故につき保険金額×５%を限度	
		緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用		実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	
		洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	
		ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合（熱割れによる破損を含みます。）		実費：1事故につき100万円を限度	
		便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	
		浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	
		遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合		実費：1事故につき30万円を限度	
	損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用		実費	
	賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合		実額（法律上の賠償責任の額） 1,000万円を限度	・ご契約者や被保険者の故意 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任など ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
			被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合			

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら…

すまいレスキュー保険A事故受付専用ダイヤル（フリーコール）

0120-123-030　**24時間 年中無休**

家財保険「すまいレスキュー保険 A」

家財の損害

○ 保険金をお支払いする主な例

火災を起こし、家財が焼失してしまった。
火災による家財の損害を補償致します。

隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった。
類焼による家財の損害を補償致します。

上階からの漏水でテレビが故障してしまった。
他人の戸室で生じた事故による水漏れによる家財の損害を補償致します。

台風でガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた。
風災による家財の損害を補償致します。

デパートでひったくり被害にあい、カバンを盗まれた。
一時的に持ち出された家財が、他の建築物内で盗難等の被害にあい損害を受けた場合は、持ち出し家財保険金をお支払致します。
※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築物内を除く。※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。

✕ 保険金をお支払いできない主な例

地震により、テレビが倒れ、破損してしまった。
地震による損害は、補償の対象外となります。

隣室からの火事による類焼で、駐車場に置いていた車に損害が発生した
自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外となります。

雨漏りでテレビが、故障してしまった。
雨漏りによる家財の損害は、補償の対象外となります。

窓を閉め忘れた為、雨水が吹き込み家財に損害が生じた。
単なる雨水の吹き込みを原因とする家財の損害は、補償の対象外となります。

デパートでカバンを置き忘れ、紛失してしまった。

入居者の法律上の賠償責任

○ 保険金をお支払いする主な例

家主様に対する賠償責任

洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床に損害を与えてしまった。

火災を起こし、借用戸室を焼失させてしまった。

ガス爆発を起こし、借用戸室に損害を与えてしまった。

第三者に対する賠償責任

洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。

ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせてしまった。

✕ 保険金をお支払いできない主な例

排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。
老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。

アイロンで、誤って床を焦がしてしまった。
火事に至らない焦損は、補償の対象外となります。

水槽を割ってしまい、借用個室の床に水濡れによる損害を与えてしまった。
給排水設備に生じた事故に伴う漏水ではない為、補償の対象外となります。

自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。
自動車事故による損害は、補償の対象外となります。

勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。
職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。　実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

費用保険金等

○ 保険金をお支払いする主な例

誤って借用戸室の窓ガラスを割ってしまった。
[100万円限度]

寒暖差による自然現象、または熱を原因として、
窓ガラスが破損した。　[100万円限度]

化粧ビンを落とし、洗面台を破損してしまった。
[100万円限度]
※交換した場合が対象です。

誤って、浴槽を破損させてしまった。
[100万円限度]
※交換した場合が対象です。

誤って、便器を破損させてしまった。
[100万円限度]
※交換した場合が対象です。

凍結により、水道管や給湯器が破損した。
[10万円限度]

部屋の鍵が盗難被害にあったため、
ドアロックを交換した。　[3万円限度]

× 保険金をお支払いできない主な例

老朽化により、給湯器が故障してしまった。
老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。

結露を原因として、
借用戸室にカビの損害が発生した。
カビによる損害は補償の対象外となります。

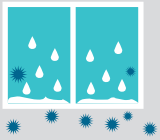

外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。
鍵の紛失は補償の対象外となります。

地震により、化粧ビンが落ち、
洗面台が破損してしまった。
地震による被害は、補償の対象外となります。

原因不明の水漏れが発生した為、
原因調査を業者に依頼した。
原因調査費用は、補償の対象外となります。

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。　実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

重要事項説明書（被保険者向け）[契約情報]

1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前 0 時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の 24 時に終わります。

5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

14 事故が起こったときの手続きおよび注意点

（1）ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。

（2）火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさらないで下さい。

（3）賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないままで被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

（4）保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただきます。

①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類

（5）保険金請求権には時効（3 年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社
0120-123-030（通話料無料）【受付時間 24 時間 365 日】

15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただくことができます。

16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

1．個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2．お客様に関する情報の利用目的について
お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。
①保険契約の引受、管理　②適正な保険金の支払い　　など

3．お客様に関する情報の外部への提供について
当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
①当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合　など

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては当社ホームページをご覧いただくか、以下のお問合せ窓口までお問い合わせください。

【引受保険会社】
レスキュー損害保険株式会社
東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号　大手町野村ビル
TEL　03-6910-3277【営業時間　9:00 ～ 17:00（土日・祝日除く）】

株式会社 Casa の子会社である株式会社 COMPASS（東京都新宿区西新宿 2-6-1 ）が主たる保険契約者、
また株式会社 Casa が従たる保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。
詳細は保証委託契約書をご確認ください。

ご契約者様 専用アプリ

入居者カフェ

ご相談はチャットで気軽に問合せ
入居者様限定のお得な優待サービスも

ご相談はチャットで

家賃の支払い相談や、契約に関する
ご質問などチャットよりご連絡ください。

充実の優待サービス

家具

生活雑貨

フードデリバリー

お花の定期便

動画配信

家電

ドレスレンタル

パンの定期便

旅行

アプリをダウンロードしてご利用ください

ご利用には保証委託契約書に記載の
承認番号（10 桁の数字）が必要です。

入居者カフェ　検索

App Store からダウンロード　Google Play で手に入れよう

株式会社Casa

https://www.casa-inc.co.jp/

東京都新宿区西新宿２－６－１
新宿住友ビル３０階

JPX 東証一部上場

家主ダイレクト用
家主費用・利益保険

孤独死保険付き

賃貸物件で万が一の事件、事故等が起きてしまった時のリスクに備えて…

- 家賃損失
- 原状回復費用
- 事故対応費用
- 空室期間短縮費用

孤独死対策に必要な費用を補償！

「家主ダイレクト用 家主費用・利益保険」により、孤独死・犯罪死・自殺等の発生に伴う家賃損失・原状回復費用等を補償します。

「家主ダイレクト」に自動付帯！

「家主ダイレクト」をご利用の賃貸戸室には、「家主ダイレクト用 家主費用・利益保険」が自動付帯されます。（「家主ダイレクト用 家主費用・利益保険」を単独ではご利用いただくことはできません。）

安心、安全 見守ります。孤独死保険付きでリスクを回避！

東京海上日動

リコーリース株式会社
RICOH LEASING COMPANY,LTD.

21-036

家主ダイレクトをご利用いただくと以下の補償が自動付帯となります！

補償の概要（保険金をお支払する場合）

損失・費用の種類	補償する損失・費用	お支払限度
家賃損失	家主ダイレクトをご利用の賃貸戸室において生じた、次の家賃損失に対して保険金をお支払します。 ① 空室期間中の家賃収入の減少による損失 ② 重要事項説明義務が生じ、空室期間を短縮するために必要となった家賃値引きによる損失	● 1回の事故につき空室期間と値引き期間の12か月を通算した家賃損失の合計額の80%かつ500万円を限度
原状回復費用	家主ダイレクトをご利用の賃貸戸室に生じた、原状回復費用（賃貸可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒または消臭を行うために要する費用をいいます）から敷金を控除した額に対して保険金をお支払します。	● 事故発見日からその日を含めて1年以内に被保険者が支出した費用が対象 ● 原状回復費用、事故対応費用および空室期間短縮費用を合計して、1回の事故につき100万円を限度
事故対応費用	家主ダイレクトをご利用の賃貸戸室内において死亡事故が発生した結果生じた、次に掲げる費用等に対して保険金をお支払します。 ① 遺品整理費用 ② 相続財産管理人選任申立諸費用 ③ 海外への遺体移送費用 ④ 供養・お祓い費用等 ⑤ 建物明渡請求訴訟費用	
空室期間短縮費用	空室期間の短縮を目的として支出した、家主ダイレクトをご利用の賃貸戸室の内装を構造、質、用途、規模、型、能力等が同一のものに改装するための費用に対して保険金をお支払します。	

・居住用のみ補償。事業用は補償対象外となります。
・上記の保証内容は今後変更となる可能性があります。最新の内容につきましては、株式会社 Casa のホームページをご確認ください。

保険金をお支払できない主な場合

- **孤独死が発生した賃貸戸室に物的損害がない場合**
- 事故が発生した賃貸戸室について、事故発見日において賃貸借契約が締結されていない場合の空室期間の家賃損失
- 被保険者が、事故が発生した賃貸戸室の復旧を行わない場合の家賃損失
- 被保険者が、事故が発生した賃貸戸室を復旧した後に、入居者を募集できるにもかかわらず募集を行わなかった場合の、復旧完了日以降の家賃損失
- ご契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 被保険者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

このチラシは家主ダイレクトに付帯される「家主費用・利益保険」（家主費用・利益補償特約付 費用・利益保険）の概要についてご紹介したものです。ご不明な点がある場合には、代理店までお問合せください。

【代理店 お問い合わせ先】
リコーリース株式会社
〒135-8518 東京都江東区東雲 1-7-12 KDX 豊洲グランスクエア 7F
お問い合わせ TEL ：03-6204-0672
事故対応 TEL ：03-6204-0621
受付時間 9:00 ～ 17:00（土日祝日・年末年始は除く）

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）本店営業第五部 営業第一課
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

(株)彩国　関根賃貸 用

Casa（家主ダイレクト）スマイサポートパック

費用等について

「スマイサポートパック」は月額サービス料に家財保険料とトラブル時の駆けつけサポート料が含まれており、１年毎の更新時の保証料がありません。

●保証料
初回保証料　賃料合計の５０％（家賃＋共益費＋駐車場代の５０％）
初回最低保証料　２０,０００円
更新時保証料　なし
●月額サービス料　１３００円／月（税込）
●口座振替決済手数料　３００円／毎月（税込）
●口座振替は毎月２７日（２７日が金融機関休業日の場合、翌営業日）
初回保証料は初回の口座振替時に引き落とされます。
初回の家賃、共益費、駐車場代は口座振替か、コンビニ払込のどちらかになります。

承認審査手順

① 保証委託申込書【個人用】に記入
●申込者様の記入箇所
□ 用紙左の お申込者様 記入欄
●不動産会社様の記入箇所
□ 用紙右の オーナー様 記入欄
□ 用紙上の 申込日　入居予定日　本人確認希望時間
□ 用紙右の 仲介会社 社名　住所　担当　TEL　FAX
② 本人確認書類のコピー
運転免許証、各種健康保険証、パスポート、各種年金手帳のいずれか１つを**「拡大コピー」**して下さい。
③ 保証委託申込書と本人確認書類を Casa へ FAX して下さい。
0800-888-1515（株式会社 Casa 審査課）
④ 審査結果は賃貸人[関根]と不動産会社様へ FAX されます

承認後

不動産会社様へ保証委託契約書、賃貸借契約書をお渡しします。

保証委託申込書【個人用】

家主ダイレクト　スマイサポートパック

※ご希望の時間以外にお電話を差し上げる場合があります。
※審査内容によってはお電話を省略させていただく場合があります。

申込日（西暦）	2 0　年　月　日	入居予定日（西暦）	2 0　年　月　日	本人確認希望時間	①9時～12時　②12時～15時　③15時～18時

お申込者様　記入欄

申込者は、個人情報が別紙の㈱Casa及び㈱COMPASSの「個人情報取扱規程」により取扱われることについて、あらかじめ緊急連絡先より同意を取得し、自らも同意します。申込者は本書面への署名により、申し込みをします。

氏名（自署）	フリガナ 男　女	生年月日	西暦　年　月　日（　歳）
		配偶者の有無	有・無
		国籍	
自宅電話	-　-	携帯電話	-　-
現住所	〒　- 都道府県		
転居理由	□転勤　□転職　□入学　□結婚　□独立 □セカンドハウス　□環境　□その他（　）		
職業	□正社員　□契約（準）社員　□パート・派遣　□無職　□学生 □生活保護　□年金　□自営　□その他（　）		
勤務先名 ※学生の場合はアルバイト先	フリガナ	勤務先電話	-　-
	業種	部署	
	年収　万円	勤続年数	年　ヶ月
		勤務先住所	〒　- 都道府県
緊急連絡先	氏名　フリガナ 男　女	固定電話	-　-
		携帯電話	-　-
	生年月日　西暦　年　月　日　歳	続柄	□親　□兄弟姉妹□親族 □その他（　）
		国籍	
	住所　〒　- 都道府県		

入居者様	□申込者ご本人のみ□申込者および同居人　□申込者以外				合計　名
	氏名	フリガナ	性別	続柄	生年月日
			男・女		西暦　年　月　日（　歳）
			男・女		西暦　年　月　日（　歳）

オーナー様　記入欄

プラン	家主ダイレクト（スマイサポートパック）	使用用途	居住用
物件名	号室	①家賃	円
物件住所	〒　- 都道府県	②共益費	円
		③駐車場	円
		④その他固定費	円
敷金	円	礼金	円
合計 ①+②+③+④	円		
初回保証委託料	賃料等合計の50%（最低保証委託料 20,000円）	月額サービス料	1,300円/月（税込）

決済手数料として300円/月（税込）を別途ご負担いただきます。

■賃貸人		■仲介会社（客付）※支店名もご記入ください。	
賃貸人名	00200526 関根　弘士	社名	
住所	埼玉県春日部市備後東４－３－１４	住所	担当
TEL	048-739-1391	TEL	
FAX		FAX	
審査結果送付先	☑ 賃貸人　□ 仲介会社	※チェックがない場合は賃貸人様へ審査結果を送付いたします。	

＜賃貸人・仲介会社様＞
必要書類を添付の上、家主ダイレクトWEB または FAXよりお申込みください。

■家主ダイレクトWEB
PC,スマホでファイルをアップロード
ログイン＞新規保証申込

■FAX No.
0800-888-1515

［注意事項］
・ご記入は必ずお申込本人自署にて、濃い文字でハッキリとご記入をお願いいたします。不鮮明、記入漏れ等がございますと、審査にお時間がかかります。
・内容を確認させていただくため、Casa 審査課 03-5339-1049からお電話をさせていただく場合がございます。
・お申込み後にキャンセルになった際は、弊社までご連絡くださいますようお願いいたします。
・在籍確認、および緊急連絡先等へ連絡する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株式会社 Casa　個人情報取扱規程

保証委託契約又は賃貸保証契約（以下総じて「保証契約_ といいます。）の賃借人、賃貸人並びに連帯保証人（申込中の場合を含み、以下これらの者を「申込者等」といいます。）は、株式会社 Casa（以下「当社」といいます。）が、本規程に従い、個人情報を取扱うことに同意します。

第１条（個人情報）
当社が取扱う「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人に関する情報をいいます。
①保証委託申込書、保証委託契約書及び賃貸保証契約書等に記載された賃貸人、賃借人、連帯保証人、緊急連絡先及び同居人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び収入額その他の事項（契約締結後に届け出られた変更後の情報を含みます。）。
②保証契約における被保証債務に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。
③保証契約締結可否の判断のため申込者等より知りえた生活保護受給理由（傷病歴等を含みます。）の情報。
④保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報及び申込者等との交渉内容。
⑤運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認及び審査判断のための情報。
⑥個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
⑦当社が適正かつ適法に取得した住民票等公的機関が発行する書面に記載された事項。
⑧裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。
⑨個人情報開示等の請求に関して当社が取得した情報。

第２条（個人情報の利用目的）
当社は、次の目的のために個人情報を利用します。また、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的の範囲を超えて個人情報を利用いたしません。
①保証契約の締結可否の判断のため。
②保証契約の締結、履行（保証委託料の請求及び受領確認業務を含みます。）のため。
③保証契約の履行に係る事前及び事後求償権行使を含む適切な債権の管理、行使のため。
④保証契約の適切な管理（保証契約終了後における必要な管理を含みます。）の実施のため。
⑤保証契約に係る賃料管理業務及び集金代行業務。
⑥賃貸物件における鍵、水回り、窓ガラス、ガス･給湯器等のトラブル対応及び申込者等の健康・医療・生活相談等の対応を行うため。
⑦賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算を行うため。
⑧不動産の斡旋及び仲介業務のため。
⑨ご意見、ご要望又はご相談等について、確認、回答又はその他対応を行うため。
⑩個人情報開示等の請求に対応するため。
⑪当社及び当社提携企業が提供する申込者等にとって有用と思われる商品やサービスの紹介並びにカタログ、DM、試供品等の送付又はアンケートの発送を行うため。
⑫その他上記各号の目的を達するために必要となる付随業務の実施のため。

第３条（個人情報の第三者への提供）
当社は、以下に該当する場合を除くほか、個人情報を第三者に提供いたしません。
①前条各号の利用目的の範囲内において賃貸人、賃借人、宅地建物取引業者、賃貸物件管理会社、連帯保証人、緊急連絡先、同居人、弁護士その他利用目的の達成のために必要かつ合理的な範囲の相手方（いずれも外国にある者を含みます。）に対し、書面、郵送物、電話、電子メール等を用いて対応を行う必要が生じた場合。
②あらかじめ本人の同意を得た場合。
③法令に基づく場合。
④人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難である場合。
⑤公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難である場合。
⑥国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

第４条（個人情報取扱業務の外部委託）
当社は利用目的の範囲内において、個人情報を取扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。この場合当社は、当該業務委託先に対する適切な監督を行い、安全管理措置を講じるものとします。

第５条（個人情報の開示・訂正・利用停止等）
当社が保有する個人情報について、その開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求（以下「開示請求等」といいます。）を受けたときは、厳正な本人確認の上、速やかに対応を行うものとします。ただし、請求の内容が個人情報の開示であって、以下のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものとします。
①申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
③法令に違反することとなる場合

第６条（個人情報の正確性）
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証契約の申込時又は締結時において提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第７条（必要情報の提出）
申込者等は、保証契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含みます。）を提出することに同意します。また、預金情報、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第８条（個人情報提供の任意性）
当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証契約の締結をお断りする場合があります。

第９条（審査結果）
申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示いたしません。また、当社は、法令に定められた訂正等、利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面については返却いたしません。

第１０条（個人情報の管理）
①当社は、その管理下にある個人情報の漏洩、滅失、毀損又は不正アクセス等のリスクを防止するために、必要なセキュリティ対策の実施に努めます。
②当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第１１条（本条項の改定）
当社は、法令等に定めのある場合を除き、本条項を適宜改定できるものとし、当該改定内容が申込者等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、申込者等に通知し、又は当社ホームページ等を通じて適切な方法で告知するものとします。

第１２条（申込者等が容易に認識できない方法による個人情報の取得）
当社は、お客様対応の質的向上及び会話内容の確認のため、電話や面談による申込者等との会話を録音する場合があります。

第１３条（個人情報管理責任者）
株式会社 Casa　総務部　部長

第１４条（お問合せ窓口）
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せ等につきましては、下記の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社 Casa
電話番号：03-5339-1143
受付時間：9：00 ～ 18：00

[P2108]

株式会社 COMPASS　個人情報取扱規程

当社の家財保険及び駆け付けサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）の契約者（申込中の場合を含みます）、利用者（被保険者を含み、以下総称して「ユーザー」といいます。）は、株式会社 COMPASS（以下「当社」といいます。）が、本規程に従い、個人情報を取扱うことに同意します。

第１条（個人情報）
当社が取扱う「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人に関する情報をいいます。
①当社ウェブサイトまたはアプリの入力フォームまたは当社が提供するサービス（以下「当社サービス」といいます。）の利用申込、契約書、当社サービスが付帯した契約書により取得するユーザーの氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、物件情報、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び収入額、お支払情報、サービス利用履歴その他の事項。
②上記①のほか、ユーザーからの口頭、電話、ＦＡＸ、郵便物、電子メール等により取得した情報。
③当社イベントやセミナー等で実施したアンケートにより取得した情報。
④当社が提供するサービスにより取得する、Cookie 及びその類似技術、アクセスログ（IP アドレス、ブラウザの種類、ブラウザ言語等の情報）、サービス等の利用状況に関する情報、位置情報、機器情報（OS、端末の固体識別情報、電話帳、コンピュータ名）その他の技術情報。
⑤ユーザーが当社サービスの利用に当たって外部サービスとの連携を許可した場合に当該外部サービスから取得する、ユーザーの ID その他ユーザーが当該連携先に開示を認めた情報。
⑥個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
⑦当社が適正かつ適法に取得した登記簿謄本等公的機関が発行する書面に記載された事項。
⑧裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。
⑨個人情報開示等の請求に関して当社が取得した情報。

第２条（個人情報の利用目的）
当社は、次の目的のために個人情報を利用します。また、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的の範囲を超えて個人情報を利用いたしません。
①利用契約の履行、管理（更新・解約手続きを含みます。）及びそのために必要な連絡・連携を行うため。
②利用契約に関する義務の履行及び業務上必要な連絡・連携を行うため。
③ご意見、ご要望又はご相談等について、確認、回答又はその他対応を行うため。
④当社及び当社提携企業が提供するユーザーにとって有用と思われる商品・サービスの紹介並びにカタログ、DM、試供品等の送付、又はアンケートの発送のため。
⑤個人情報開示等の請求に対応するため。
⑥その他上記各号の目的を達するために必要となる付随業務の実施のため。

第３条（個人情報の第三者への提供）
当社は、以下に該当する場合を除くほか、個人情報を第三者に提供いたしません。
①前条各号の利用目的の範囲内において宅地建物取引業者、保険会社、同居人、弁護士その他利用目的の達成のために必要かつ合理的な範囲の相手方（いずれも外国にある者を含みます。）に対し、書面、郵送物、電話、電子メール等を用いて対応を行う必要が生じた場合。
②あらかじめ本人の同意を得た場合。
③法令に基づく場合。
④人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ユーザー本人の同意を得ることが困難である場合。
⑤公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ユーザー本人の同意を得ることが困難である場合。
⑥国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ユーザー本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

第４条（個人情報取扱業務の外部委託）
当社は利用目的の範囲内において、個人情報を取扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。この場合当社は、当該業務委託先に対する適切な監督を行い、安全管理措置を講じるものとします。

第５条（個人情報の開示・訂正・利用停止等）
当社が保有する個人情報について、その開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求（以下「開示請求等」といいます。）を受けたときは、厳正な本人確認の上、速やかに対応を行うものとします。ただし、請求の内容が個人情報の開示であって、以下のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものとします。
①ユーザー本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
③法令に違反することとなる場合

第６条（個人情報の正確性）
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、利用契約（当社サービスが付帯した株式会社Ｃａｓａの保証委託契約を含みます。以下同じ。）の申込時又は締結時において提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、ユーザーが責任を負うものとします。

第７条（必要情報の提出）
ユーザーは、利用契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含みます。）を提出することに同意します。

第８条（個人情報の管理）
①当社は、その管理下にある個人情報の漏洩、滅失、毀損又は不正アクセス等のリスクを防止するために、必要なセキュリティ対策の実施に努めます。
②当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第９条（本条項の改定）
当社は、法令等に定めのある場合を除き、本条項を適宜改定できるものとし、当該改定内容がユーザーに重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、ユーザーに通知し、又は当社ホームページ等を通じて適切な方法で告知するものとします。

第 10 条（ユーザーが容易に認識できない方法による個人情報の取得）
当社は、お客様対応の質的向上及び会話内容の確認のため、電話や面談によるユーザー等との会話を録音する場合があります。

第 11 条（お問合せ窓口）
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せ等につきましては、下記の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社 COMPASS
E-mai：info@compass-inc.jp
受付時間：9：00 ～ 18：00

[PA2108]

保証委託申込書【法人用】

家主ダイレクト　スマイサポートパック

※ご希望の時間以外にお電話を差し上げる場合があります。
※審査内容によってはお電話を省略させていただく場合があります。

申込日（西暦）	20　　年　　月　　日	入居予定日（西暦）	20　　年　　月　　日	本人確認希望時間	①9時～12時　②12時～15時　③15時～18時

お申込者様　ご記入欄

申込者は、個人情報が別紙の㈱Casa及び㈱COMPASSの「個人情報取扱規程」により取扱われることについて、あらかじめ緊急連絡先より同意を取得し、自らも同意します。申込者は本書面への署名により、申し込みをします。

企業情報

企業名	フリガナ	業種	□ 建設　□ 製造　□ 販売　□サービス・娯楽 □ 倉庫・運送　□ IT関連　□ 金融　□ 不動産 □ 一般飲食　□ その他（　　）
		代表電話	-　　-
		設立年月	年　　月　□ 上場　□ 非上場
資本金		従業員数	名
年商	円		
所在地	〒　　-	都道府県	

代表者情報

氏名	フリガナ	生年月日	西暦　　年　　月　　日（　　歳）
	男　女	電話番号	-　　-
住所	〒　　-	都道府県	
入居理由			

緊急連絡先

氏名	フリガナ	固定電話	-　　-
	男　女	携帯電話	-　　-
生年月日	西暦　　年　　月　　日　　歳	続柄	□親　□兄弟　□親族 □その他（　　）
国籍			
住所	〒　　-	都道府県	

入居者様

□代表者　□代表者及び同居人　□従業員　□従業員及び同居人　□その他（　　）　合計　　名

氏名	フリガナ	性別	続柄	生年月日
		男・女		西暦　　年　　月　　日（　　歳）
		男・女		西暦　　年　　月　　日（　　歳）

オーナー様　記入欄

プラン	家主ダイレクト（スマイサポートパック）	使用用途	居住用
物件名	号室	① 家　賃	円
物件住所	〒　　- 都道府県	②共益費	円
		③駐車場	円
		④その他固定費	円
敷金	円　礼金　円	合計 ①+②+③+④	円

初回保証委託料	賃料等合計の50%（最低保証委託料 20,000円）	月額サービス料	1,300円/月（税込）

決済手数料として300円/月（税込）を別途ご負担いただきます。

■賃貸人		■仲介会社（客付）※支店名もご記入ください。	
賃貸人名	00200526 関根　弘士	社名	担当
住所	埼玉県春日部市備後東４－３－１４	住所	
TEL	048-739-1391	TEL	
FAX		FAX	
審査結果送付先	☑ 賃貸人　□ 仲介会社	※ チェックがない場合は賃貸人様へ審査結果を送付いたします。	

＜賃貸人・仲介会社様＞
必要書類を添付の上、家主ダイレクトWEB または FAXよりお申込みください。

■家主ダイレクトWEB
PC,スマホでファイルをアップロード
ログイン＞新規保証申込

■FAX No.
0800-888-1515

［注意事項］
・ご記入は必ずお申込本人自署にて、濃い文字でハッキリとご記入をお願いいたします。不鮮明、記入漏れ等がございますと、審査にお時間がかかります。
・内容を確認させていただくため、Casa 審査課 03-5339-1049からお電話をさせていただく場合がございます。
・お申込み後にキャンセルになった際は、弊社までご連絡くださいますようお願いいたします。
・在籍確認、および緊急連絡先等へ連絡する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株式会社 Casa　個人情報取扱規程

保証委託契約又は賃貸保証契約（以下総じて「保証契約」といいます。）の賃借人、賃貸人並びに連帯保証人（申込中の場合を含み、以下これらの者を「申込者等」といいます。）は、株式会社 Casa（以下「当社」といいます。）が、本規程に従い、個人情報を取扱うことに同意します。

第１条（個人情報）
当社が取扱う「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人に関する情報をいいます。
①保証委託申込書、保証委託契約書及び賃貸保証契約書等に記載された賃貸人、賃借人、連帯保証人、緊急連絡先及び同居人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び収入額その他の事項（契約締結後に届け出られた変更後の情報を含みます。）。
②保証契約における被保証債務に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。
③保証契約締結可否の判断のため申込者等より知りえた生活保護受給理由（傷病歴等を含みます。）の情報。
④保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報及び申込者等との交渉内容。
⑤運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認及び審査判断のための情報。
⑥個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
⑦当社が適正かつ適法に取得した住民票等公的機関が発行する書面に記載された事項。
⑧裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。
⑨個人情報開示等の請求に関して当社が取得した情報。

第２条（個人情報の利用目的）
当社は、次の目的のために個人情報を利用します。また、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的の範囲を超えて個人情報を利用いたしません。
①保証契約の締結可否の判断のため。
②保証契約の締結、履行（保証委託料の請求及び受領確認業務を含みます。）のため。
③保証契約の履行に係る事前及び事後求償権行使を含む適切な債権の管理、行使のため。
④保証契約の適切な管理（保証契約終了後における必要な管理を含みます。）の実施のため。
⑤保証契約に係る賃料管理業務及び集金代行業務。
⑥賃貸物件における鍵、水回り、窓ガラス、ガス・給湯器等のトラブル対応及び申込者等の健康・医療・生活相談等の対応を行うため。
⑦賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算を行うため。
⑧不動産の斡旋及び仲介業務のため。
⑨ご意見、ご要望又はご相談等について、確認、回答又はその他対応を行うため。
⑩個人情報開示等の請求に対応するため。
⑪当社及び当社提携企業が提供する申込者等にとって有用と思われる商品やサービスの紹介並びにカタログ、DM、試供品等の送付又はアンケートの発送を行うため。
⑫その他上記各号の目的を達するために必要となる付随業務の実施のため。

第３条（個人情報の第三者への提供）
当社は、以下に該当する場合を除くほか、個人情報を第三者に提供いたしません。
①前条各号の利用目的の範囲内において賃貸人、賃借人、宅地建物取引業者、賃貸物件管理会社、連帯保証人、緊急連絡先、同居人、弁護士その他利用目的の達成のために必要かつ合理的な範囲の相手方（いずれも外国にある者を含みます。）に対し、書面、郵送物、電話、電子メール等を用いて対応を行う必要が生じた場合。
②あらかじめ本人の同意を得た場合。
③法令に基づく場合。
④人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難である場合。
⑤公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難である場合。
⑥国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

第４条（個人情報取扱業務の外部委託）
当社は利用目的の範囲内において、個人情報を取扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。この場合当社は、当該業務委託先に対する適切な監督を行い、安全管理措置を講じるものとします。

第５条（個人情報の開示・訂正・利用停止等）
当社が保有する個人情報について、その開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求（以下「開示請求等」といいます。）を受けたときは、厳正な本人確認の上、速やかに対応を行うものとします。ただし、請求の内容が個人情報の開示であって、以下のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものとします。
①申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
③法令に違反することとなる場合

第６条（個人情報の正確性）
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証契約の申込時又は締結時において提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第７条（必要情報の提出）
申込者等は、保証契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含みます。）を提出することに同意します。また、預金情報、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第８条（個人情報提供の任意性）
当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証契約の締結をお断りする場合があります。

第９条（審査結果）
申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示いたしません。また、当社は、法令に定められた訂正等、利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面については返却いたしません。

第１０条（個人情報の管理）
①当社は、その管理下にある個人情報の漏洩、滅失、毀損又は不正アクセス等のリスクを防止するために、必要なセキュリティ対策の実施に努めます。
②当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第１１条（本条項の改定）
当社は、法令等に定めのある場合を除き、本条項を適宜改定できるものとし、当該改定内容が申込者等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、申込者等に通知し、又は当社ホームページ等を通じて適切な方法で告知するものとします。

第１２条（申込者等が容易に認識できない方法による個人情報の取得）
当社は、お客様対応の質的向上及び会話内容の確認のため、電話や面談による申込者等との会話を録音する場合があります。

第１３条（個人情報管理責任者）
株式会社 Casa　総務部　部長

第１４条（お問合せ窓口）
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せ等につきましては、下記の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社 Casa
電話番号：03-5339-1143
受付時間：9：00 ～ 18：00

[P2108]

株式会社 COMPASS　個人情報取扱規程

当社の家財保険及び駆け付けサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）の契約者（申込中の場合を含みます）、利用者（被保険者を含み、以下総称して「ユーザー」といいます。）は、株式会社 COMPASS（以下「当社」といいます。）が、本規程に従い、個人情報を取扱うことに同意します。

第１条（個人情報）
当社が取扱う「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人に関する情報をいいます。
①当社ウェブサイトまたはアプリの入力フォームまたは当社が提供するサービス（以下「当社サービス」といいます。）の利用申込、契約書、当社サービスが付帯した契約書により取得するユーザーの氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、物件情報、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び収入額、お支払情報、サービス利用履歴その他の事項。
②上記①のほか、ユーザーからの口頭、電話、ＦＡＸ、郵便物、電子メール等により取得した情報。
③当社イベントやセミナー等で実施したアンケートにより取得した情報。
④当社が提供するサービスにより取得する、Cookie 及びその類似技術、アクセスログ（IP アドレス、ブラウザの種類、ブラウザ言語等の情報）、サービス等の利用状況に関する情報、位置情報、機器情報（OS、端末の固体識別情報、電話帳、コンピュータ名）その他の技術情報。
⑤ユーザーが当社サービスの利用に当たって外部サービスとの連携を許可した場合に当該外部サービスから取得する、ユーザーの ID その他ユーザーが当該連携先に開示を認めた情報。
⑥個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
⑦当社が適正かつ適法に取得した登記簿謄本等公的機関が発行する書面に記載された事項。
⑧裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。
⑨個人情報開示等の請求に関して当社が取得した情報。

第２条（個人情報の利用目的）
当社は、次の目的のために個人情報を利用します。また、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的の範囲を超えて個人情報を利用いたしません。
①利用契約の履行、管理（更新・解約手続きを含みます。）及びそのために必要な連絡・連携を行うため。
②利用契約に関する義務の履行及び業務上必要な連絡・連携を行うため。
③ご意見、ご要望又はご相談等について、確認、回答又はその他対応を行うため。
④当社及び当社提携企業が提供するユーザーにとって有用と思われる商品・サービスの紹介並びにカタログ、DM、試供品等の送付、又はアンケートの発送のため。
⑤個人情報開示等の請求に対応するため。
⑥その他上記各号の目的を達するために必要となる付随業務の実施のため。

第３条（個人情報の第三者への提供）
当社は、以下に該当する場合を除くほか、個人情報を第三者に提供いたしません。
①前条各号の利用目的の範囲内において宅地建物取引業者、保険会社、同居人、弁護士その他利用目的の達成のために必要かつ合理的な範囲の相手方（いずれも外国にある者を含みます。）に対し、書面、郵送物、電話、電子メール等を用いて対応を行う必要が生じた場合。
②あらかじめ本人の同意を得た場合。
③法令に基づく場合。
④人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ユーザー本人の同意を得ることが困難である場合。
⑤公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ユーザー本人の同意を得ることが困難である場合。
⑥国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ユーザー本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

第４条（個人情報取扱業務の外部委託）
当社は利用目的の範囲内において、個人情報を取扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。この場合当社は、当該業務委託先に対する適切な監督を行い、安全管理措置を講じるものとします。

第５条（個人情報の開示・訂正・利用停止等）
当社が保有する個人情報について、その開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求（以下「開示請求等」といいます。）を受けたときは、厳正な本人確認の上、速やかに対応を行うものとします。ただし、請求の内容が個人情報の開示であって、以下のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものとします。
①ユーザー本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
③法令に違反することとなる場合

第６条（個人情報の正確性）
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、利用契約（当社サービスが付帯した株式会社Ｃａｓａの保証委託契約を含みます。以下同じ。）の申込時又は締結時において提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、ユーザーが責任を負うものとします。

第７条（必要情報の提出）
ユーザーは、利用契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含みます。）を提出することに同意します。

第８条（個人情報の管理）
①当社は、その管理下にある個人情報の漏洩、滅失、毀損又は不正アクセス等のリスクを防止するために、必要なセキュリティ対策の実施に努めます。
②当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第９条（本条項の改定）
当社は、法令等に定めのある場合を除き、本条項を適宜改定できるものとし、当該改定内容がユーザーに重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、ユーザーに通知し、又は当社ホームページ等を通じて適切な方法で告知するものとします。

第１０条（ユーザーが容易に認識できない方法による個人情報の取得）
当社は、お客様対応の質的向上及び会話内容の確認のため、電話や面談によるユーザー等との会話を録音する場合があります。

第１１条（お問合せ窓口）
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せ等につきましては、下記の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社 COMPASS
E-mai：info@compass-inc.jp
受付時間：9：00 ～ 18：00

[PA2108]